

(令和 8 年 2 月)
令和 7 年度実務協議会 (冬季) 資料

家庭裁判所の現状と課題

最高裁判所事務総局家庭局

目 次

第 1 家裁におけるデジタル化

- 1 家事事件手続等のデジタル化
- 2 少年審判手続のデジタル化

第 2 家裁の事件の概況

- 1 家事事件等の概況
 - (1) 家事審判事件の概況
 - (2) 家事調停事件の概況
 - (3) 子の監護に関する処分事件（面会交流）の概況
 - (4) 人事訴訟事件の概況
 - (5) 子の返還申立事件の概況
- 2 少年事件の概況

第 3 家事事件関係

- 1 改正家族法施行に向けた準備
- 2 家事調停の運営改善の取組
 - (1) メリハリのある調停運営（各職種等の役割と連携）
 - (2) 調停の期日間隔の短縮化
 - (3) ウェブ会議の活用
- 3 後見関係事件及び財産管理人等選任事件の運用見直し

- (1) 成年後見制度の社会的な位置付けと後見関係事件の運用の見直しの現状
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画を受けた裁判所の取組
- (3) 後見人等による不正の防止に関する取組
- (4) 財産管理関係事件の処理

4 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

5 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

6 最近の法改正に伴う運用上の課題

- (1) 当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度
- (2) 一時保護開始時の判断についての新たな司法審査の導入
- (3) 氏名の振り仮名の法制化

7 今後の立法の動向

- (1) 成年後見制度の見直し
- (2) 遺言制度の見直し

第 4 少年事件関係

- 1 少年法等一部改正に伴う運用上の課題

- 2 少年調査票の新たな様式
- 3 最近の法改正に伴う運用上の課題
 - (1) 犯罪被害者等の情報を保護するための刑事訴訟法等の整備
 - (2) 性犯罪関係の刑事実体法及び刑事手続法等の整備

第5 家裁調査官関係

- 1 家裁調査官の役割・機能を踏まえた合理的かつ効果的な活用
- 2 組を単位とした執務態勢を基盤に質の高い判断に資する調査事務を実践する取組

第6 家裁の裁判官の役割等

- 1 家裁の裁判官の役割
- 2 家裁の裁判官の執務支援

第1 家裁におけるデジタル化

1 家事事件手続等のデジタル化

家事事件手続等のデジタル化に関しては、当事者の利便性及び司法アクセスの向上や当事者の接触回避による安全、安心な手続の実現の観点から、国民の期待が高まっている状況にある。

法制面については、令和4年5月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律において、人事訴訟におけるウェブ会議による口頭弁論を可能とする規律や、ウェブ会議による期日において離婚の和解や調停成立を可能とする規律等が導入され、令和7年3月からこれらの手続の利用が可能となった。

また、令和5年6月に成立した「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によって、全ての家裁へのオンライン申立て、事件記録の電子化等の家事事件手続等の全面的なデジタル化を実現する規律が導入された。同法は、公布の日（同月14日）から5年以内の政令で定める日までに全面的に施行される予定である。

システムについては、MINTASに代わるe事件管理システム（Roomoos）が、令和6年7月の先行導入を経て、令和7年1月に全国の家裁に導入された。また、書面等のオンライン提出や事件記録の電子化を実現するためのe提出・e記録管理に関するシステムについては、Treesを改修して対応する方針であり、具体的な導入時期等は、今後の改修が進んだ令和8年度以降のしかるべき時期に検討判断されることが予定されている。引き続き、各種検討の前提として、現状の事務の標準化・合理化の議論を広げ、新たな規律の導入を見据えたデジタル化後の家事事件手続の運用の在り方について、各庁で具体的な検討を進めていく必要がある。

現行法下における家事事件手続等におけるウェブ会議については、家裁調査官の調査を含めて全国で運用が開始されている。今後、様々な場面において、適切にウェブ会議の利用がされるように、検討と実践を重ねていく必要がある（なお、第3の2(3)、第5の1(2)）。

2 少年審判手続のデジタル化

「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が令和7年5月に成立し、令和9年3月31日までに一部を除いて施行される予定である。

現在、法施行に向け、少年審判規則の改正、法施行に必要な機能等に係るシステムの設計・開発及びデジタル化後の運用の在り方等について、少年審判手続の特質を踏まえて検討が進められている。

少年審判手続における家裁調査官の調査におけるウェブ会議の利用については、全面的に運用が開始されている（なお、第5の1(2)）。

第2 家裁の事件の概況

1 家事事件等の概況

令和6年の家事事件及び人事訴訟等事件の新受総件数は121万7,392件であり、この10年間で約26%増となっている。このうち家事審判事件は104万2,229件（10年間で約33%増）、家事調停事件は12万8,472件（同約9%減）で、これらが全体の約96%を占めている。家裁は、これまでも社会経済情勢の変化に対応し、事務処理の態勢や方式を工夫、改善してきたが、家事事件手続法（以下「家事法」という。）の趣旨やその背景にある国民のニーズを踏まえて、事件の種別を問わず、更に取組を深化させる必要がある。

(1) 家事審判事件の概況

家事審判事件の約98%を占める別表第一審判事件の新受件数については、増加傾向が続いており、相続放棄のほか、特に成年後見関係事件の増加が著しい。

他方、別表第二審判事件の新受件数については、おおむね緩やかな減少傾向にあったが、令和元年以降増加傾向に転じ、令和6年は、2万2,072件であった。

(2) 家事調停事件の概況

家事調停事件の新受件数は、平成29年頃まで高止まり状態にあり、平成30年以降は、おおむね緩やかな減少傾向にあったが、令和5年からやや増加に転じている。

(3) 子の監護に関する処分事件（面会交流）の概況

社会情勢を反映し、子の監護に関する処分事件は増加傾向にあり、面会交流審判事件は平成27年から令和6年までの10年間で約1.3倍となった。面会交流事件については、当事者の対立が先鋭化し、解決困難な事案が増えている上、社会的・政治的な関心も極めて高い状況にあり、これまで以上に質の高い審理・判断が求められている。

(4) 人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の新受件数は、平成16年4月に家裁へ移管された後、平成24年に最も多くなったが、平成25年以降は減少傾向にあり、令和3年を除いて近年は1万件を下回っている。

(5) 子の返還申立事件の概況

子の返還申立事件の新受件数は、平成26年の施行以降、概ね10件

から20件台で推移しており、令和6年は15件であった。

2 少年事件の概況

令和6年における少年保護事件の新受人員は、5万6,259人（前年比約7%増、平成26年比約48%減）となっている。事件種類別に見ると、一般事件は、3万5,830人（前年比約11%増、平成26年比約45%減）、交通関係事件は、2万0,429人（前年比約1%増、平成26年比約52%減）となっている。

少年保護事件の新受人員は、平成13年には28万4,336人であったが、平成14年から令和4年まで一貫して減少してきた。少年人口の減少が一つの要因と考えられるが、新受人員は、少年人口の減少割合以上に減少していた。しかし、令和6年は、令和5年に引き続き新受人員が増加しており、今後の動向を注視していく必要がある。

個別の事件を見ると、社会的関心を集める重大事件や、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件が少なくない。複雑多様な事件について、適正な事件処理が求められているといえる。

第3 家事事件関係

1 改正家族法施行に向けた準備

民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）は、令和8年4月1日から施行される。

改正法の内容は、離婚後に父母の双方を親権者と定めることを可能とする制度をはじめ、親権を共同行使する父母間の意見対立時に裁判所が特定の事項に係る親権行使者を定める制度、養育費等の請求権の一般先取特権化や法定養育費制度、親子交流の試行的実施や父母以外の親族と子との交流に関する規律、未成年養子制度や財産分与制度の見直しなど、家族法制の在り方を幅広く改めるものである。

新たな審判事項の創設や判断枠組みの導入など、実務への影響が大きいのみならず、社会的関心も高く、間近に迫った改正法の施行に向けて、各庁において立法趣旨を踏まえた適切かつ合理的な審理ができるよう、裁判所全体で引き続きしっかりと準備していく必要がある。特に、調停手続の最前線に立つ調停委員に対しては、令和7年度中に、段階的に複数回の研修を実施してきたところであり、来年度も引き続き、施行後の円滑な調停運営に資するよう充実した研修を継続的に実施することが必要になると考えられる。

改正法の趣旨・内容を踏まえた運用や調停委員研修の在り方については東京家裁及び大阪家裁の裁判官を中心として、先行的・集中的な検討が進

められており、全国の家裁においても、上記検討状況等も踏まえつつ、改正法の円滑な施行に向けた議論・検討を深めてきたところである。

こうした観点に加え、各家裁が、より具体的なイメージを描きながら施行後の審理運営等について検討を進めることができるように、令和8年1月～2月開催の各高裁ブロックの家事事件担当裁判官等協議会においては、協議事項として、「改正家族法施行を見据えた家事事件手続等の審理運営の在り方に関する諸課題」を取り上げ、施行後の適切かつ合理的な離婚調停等の審理運営の在り方や、施行後の安定的な運用確保のための方策等について協議がなされている。上記の家事事件担当裁判官等協議会の結果要旨については、各家裁に還元する予定である。

また、各家裁における調停委員研修の用に供するため、家庭局において、調停委員に対する知識付与を目的とした研修用動画(①離婚調停と親権(基本編)、②離婚調停と親権(発展編)、③親権者変更調停、④親権行使者指定調停、⑤その他の調停等)を作成し、令和7年に各家裁に提供した。さらに、courtsポータルの家事・少年情報データベースに資料や書式、その他改正法に関する情報を集約して掲載しており、現在も随時情報を更新しているところである。

家庭局としては、今後も様々な機会を捉えて、各家裁が対応すべき各種の課題についての議論・検討を加速させるために必要な取組や情報提供を行う予定であり、各家裁においては、こうした情報等も踏まえつつ、施行に向けた準備を着実に進めていく必要がある。

その上で、改正法施行後は、事件動向等を注視しつつ、法の趣旨を適切に踏まえた安定的な運用を構築していくことが求められ、そのためには、本庁において、支部や出張所における運用の状況に十分に配慮する必要があるとともに、今後生じるであろう大小様々な問題等については、高裁や高裁所在地家裁ともしっかりと連携しながら、対応していく必要がある。

2 家事調停の運営改善の取組

(1) メリハリのある調停運営(各職種等の役割と連携)

家事法施行以降、各家裁において、家裁の主要な事件である家事調停の運営改善の取組が進められてきたところ、コロナ禍を一つの契機として、事案の内容、期日の目的等に応じたメリハリのある調停運営を意識した取組が開始された。

家事調停の運営改善の取組においては、裁判官はもとより、家事調停委員、書記官、家裁調査官等の関係職種が、問題意識を共有してそれぞれの役割を適切に果たしていく必要があり、効果検証の視点を持ちながら、庁として取組を継続していくことが肝要と考えられる。各庁におい

て、紛争解決機能を一層強化していくため、課題を掘り下げた上で、調停委員を含む関係職種の適時適切な手続関与・連携の在り方や当事者・代理人の役割を改めて整理・言語化し、共有していくことが有効である。協議会等において、家事調停における裁判官の効果的な関与の実現方法、裁判官と関係職種の果たすべき役割を踏まえた合理的な役割分担や連携の在り方、取組の効果検証の在り方、効果検証の結果を踏まえて取組を修正し、これを継続、定着させていくための課題といった点について議論が重ねられてきており、家裁においては、関係職種間の連携をベースとした紛争解決機能の強化に取り組んでいくことが必要との共通認識が形成されてきている。今後、更なる課題の克服や運営改善を継続していくとともに、各庁において調停委員も巻き込んだ議論及び実践を更に推進することにより、取組の一層の定着を図ることが求められる。

(2) 調停の期日間隔の短縮化

家事調停の平均審理期間は、コロナ禍により大幅に長期化し、その後調停運営改善の取組により一部の事件類型についてやや短縮したものの、全体としては長期化傾向に歯止めがかかっておらず、庁ごとのばらつきも大きい。特に、平均期日間隔は全国的に長期化しているところ、紛争解決機能の観点から問題である上に、国民の調停制度への信頼を失わせかねないものであり、弁護士会や国会等からも厳しい声が上がっている。また、改正民法の施行により、新たな事件類型が創設され、既存の事件類型も含めて調停実務の在り方に大きな影響が生じ、申立件数の増加も見込まれるところ、期日間隔の短縮への対応は、改正民法施行後の円滑な運用のためにも、引き続き重大な課題となっている。

【参考】夫婦関係調整調停事件の平均審理期間・平均期日間隔の推移（単位：月）

	H20	H25	R1	R2	R3	R4	R5	R6
平均審理期間	4.3	4.9	5.9	6.9	7.0	6.7	6.8	6.8
平均期日間隔	1.4	1.6	1.7	2.1	2.0	1.9	1.9	1.9

※この表の平均期日間隔の数値は、平均審理期間を平均期日回数で除したものの

期日間隔の長期化の要因については、裁判所側／当事者側の心理的要因、調停室の利用状況、調停委員の指定状況など様々なものが考えられ、また、庁の実情に応じて主たる要因は異なり得るところ、各庁において的確な原因分析を行った上で、これに応じた必要な対策をとることが重要である。

家庭局では、令和6年に、平均期日間隔が長期化し、平均審理期間も全国平均を上回る家裁4庁と、平均期日間隔が全国平均より短く、かつ自庁のコロナ禍前の水準と同程度ないしそれ以下の水準となっている家

裁2庁に協力を依頼し、データ分析やヒアリングを通じて、それぞれの平均期日間隔の短縮化・長期化の要因を分析し、当該庁にフィードバックするとともに、その結果や当該庁の取組状況等を取りまとめて全国に還元した。

また、令和6年7月に実施した家事関係中央協議会や令和7年1、2月に実施した家事事件担当裁判官等協議会（高裁ブロック）において、各庁における期日間隔の長期化要因や期日間隔の短縮化に向けた具体的な取組等を協議事項として取り上げるほか、令和7年7月に実施した家事関係中央協議会においては、成果につながっている4庁からその要因等を発表してもらうなどし、いずれもその結果を還元するなどして、好取組例等の共有を図ってきている。これまでの協議会等では、調停委員や関係職員との間で取組の意義や統計等の成果を共有しつつ、研修等で繰り返し働き掛けることの重要性や、効果的な取組を継続するために、具体的取組を仕組み化・ルール化したり効果検証・改善を重ねたりすることの重要性などが確認された。

今後も、協議会の結果や各庁の工夫例等について、適宜家庭局から還元する予定であり、各庁において、こうした資料も参考にして、取組をより実効的なものとし、適切な期日間隔を維持できる仕組み作りを進めていくことが求められている。

(3) ウェブ会議の活用

令和6年7月までに、ウェブ会議を利用した調停期日の運用が全国的に開始され、各家裁において、運用実績が着実に積み重ねられ、ウェブ会議の活用の在り方や運用上の工夫等に関する知見の共有も進んでいる。家事調停においてウェブ会議を活用することは、当事者の利便性の向上や安全、安心な手続の実現に大きく資するものであるから、国民・当事者の多様なニーズに応えるために、より積極的なウェブ会議の活用の促進が求められている。

3 後見関係事件及び財産管理人等選任事件の運用見直し

(1) 成年後見制度の社会的な位置付けと後見関係事件の運用の見直しの現状

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景に、後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、令和6年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約25万4,000人に上っているが、成年後見制度に対しては、これまで、後見人等による財産管理のみが重視され、必ずしも本人のための制度となっているとはいえないことや、終了原因が限定されること等によ

り、制度利用の動機となった課題が解決したにもかかわらず利用を終了できないことが問題点として指摘されてきた。

これらの指摘も踏まえ、成年後見制度利用促進法の下、令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）では、判断能力が不十分になっても、その人が尊厳のあるその人らしい生活を継続するべく、成年後見制度のみならず、同制度以外の福祉・行政による様々な権利擁護支援の方策も総合的に考慮した上で、真に制度利用が必要な人が適切に制度を利用できるよう、地域の体制整備が図られる必要があるとされている。併せて、成年後見制度自体についても、意思決定支援や身上保護も重視した制度の運用が目指されている。

こうした状況の下、近年、家裁においては、財産管理事務及び身上保護事務について、後見人の裁量を尊重した効果的な監督手法が検討されるとともに、申立書等の各種書式の改訂等も含めた成年後見制度の運用改善が進められてきた。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画を受けた裁判所の取組

成年後見制度利用促進法に基づき平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「第一期計画」という。）の対象期間が満了することに伴い、令和4年3月に第二期計画が閣議決定された。第二期計画の対象期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とされており、令和6年度に、成年後見制度利用促進専門家会議において、これまでの各施策の進捗状況を踏まえた個別の課題の整理・検討が行われ、令和7年3月に中間検証報告書が作成された。第二期計画の最終年である令和8年度には、同専門家会議において、第三期計画の取りまとめに向けた議論が予定されている。

第一期計画では、成年後見制度の利用促進という観点から、意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることや、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域の体制整備を図ること等が目標とされ、地方自治体において地域連携ネットワークや中核機関の整備が進められるとともに、家裁も、地方自治体と「顔の見える関係」を築くなどして、こうした取組に積極的に協力するほか、成年後見制度で利用する診断書の改訂や「本人情報シート」の導入を図り、それぞれ平成31年4月から運用を開始した。

これに対して、第二期計画は、地域共生社会の実現という目的に向けた本人を中心とする支援・活動の共通基盤として「権利擁護支援」を位置づけ、成年後見制度はそうした「権利擁護支援」の中の重要な手段の

一つであることを明らかにした上で、単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、その地域において尊厳のある本人らしい生活を継続できる体制の整備を目指すものとされ、今後の具体的な目標として、①成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実、②尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等、③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの3点が挙げられている。

① 成年後見制度の見直し

令和6年2月に法制審議会に対して成年後見制度の見直しが諮問され、同年4月から法制審議会民法（成年後見等関係）部会において調査審議が始まった。令和7年12月までに、同部会第31回会議が終了している。部会におけるこれまでの議論状況としては、法定後見については、まず、現行の補助類型を基本的な類型としつつ、事理弁識能力を欠く常況にある者は、一定の重要な法律行為につき取消権を有する特定補助人を付する処分をすることを選択できるという制度が提案されている。また、特定補助人を付することとなった場合には、現行民法13条1項各号に相当する行為は、いずれも取り消すことができることとされるが、代理権については、特定の法律行為につき必要な代理権が個別に付与されるなど、現在の保佐に近い姿になる見込みである。

次に、制度利用の基本的な要件については、意思を表示することのできる本人との関係では、いずれも同意が必要となり、保護の必要性も求められることになる見込みであるが、当該必要性の内容については、付与される権限によっても異なるという議論がされている。また、このような保護の必要性が消滅すると、家裁は申立てを受けて審判を取り消すことができるほか、必要性消滅による法定後見の終了を制度的に担保する趣旨で、補助人は家裁の定めるところにより、年一回、家裁の命ずる事項を報告しなければならないとの規律が設けられ、家裁はかかる報告を通じて取消しの必要があると認めるに至った場合には、職権で審判の取消しができることとなる見込みである。

また、解任の規律も見直される予定であり、具体的には、補助人の事務遂行に不適正・不適切な点がない場合であっても、客観的に見て本人の利益のために特に必要があると認められる場合には、欠格事由とはならない解任が可能となる見込みである。

さらに、任意後見についても、例外的とされているものの、裁判所が任意後見人を直接監督することができるとの規律が見込まれ、いず

れについても裁判実務に大きな影響が生ずることが見込まれる。

② 成年後見制度の運用改善

報酬の在り方につき、令和5年7月の専門家会議の運用改善等に関するワーキング・グループにおいて、家庭局から、それまで裁判所内部で行われた協議会等で共有された今後の運用改善の方向性（本人の資産額を基本報酬の考慮要素とする従前の実務の考え方を維持すること、報告書式の変更、身上保護事務の評価、付加報酬の算定の在り方等）について報告した。これを踏まえ、令和6年度には各家裁と各地域の専門職団体との間の協議が実施され、令和7年4月から、新たな報酬算定や報告書式の運用が開始されている。

③ 地域連携ネットワークづくり

第二期計画では、地域連携ネットワークの機能として、福祉・行政・法律専門職など多様な主体（福祉・行政等）による「支援」機能と、家裁による制度の「運用・監督」機能がある旨の整理がされた上で、地域連携ネットワークの機能強化（地域づくり）に向けて、異なる立場を有する関係者がそれぞれの役割を理解し合い、機能を強化するべく、共通理解の促進や相互理解を図ることが求められている。裁判所としては、身上保護事務の監督の在り方の検討を通じて、家裁の役割の外延（家裁に「できること／できないこと」）を整理するとともに、中核機関の設置や地域の体制整備に向けた地方自治体等に対する後押しや働き掛けを中心とした取組から、相互理解を基盤とした地域連携ネットワークの機能強化に向けた取組に重点を移した取組を進めているところである。

(3) 後見人等による不正の防止に関する取組

令和6年1月から12月までに家庭局に報告された後見人等による不正事案は188件、被害総額は約7億9,000万円で、平成26年のピーク時と比べて大きく減少しており（平成26年1月から12月までに報告された不正事案は831件、被害総額は約56億7,000万円）、各家裁において、後見人等による不正防止対策に真摯に取り組んでいる効果が表れている。もっとも、直近の不正報告件数等を見ても、いまだ社会的に許容される水準とはいえない状況にあり、家裁としては、合理的な監督事務を実践しつつ、引き続き、関係職種間で連携して適正かつ実効的な監督に努め、不正防止に取り組んでいく必要がある。

また、不正防止策の一つである後見制度支援信託は、平成24年2月以降令和6年12月末日までの間に3万0,618件が契約締結に至っており、また、後見制度支援預貯金については、平成30年1月から令

和6年12月末日までの間に1万1,501件が契約締結に至っている。特に、後見制度支援預貯金については、平成30年3月に、金融関係団体等と関係官庁等が参加した「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」の議論の結果としての報告書が作成され、これを受けて、取扱金融機関が増加しており、今後も取扱金融機関が更に増加することが予想される。

なお、上記勉強会ではその後も運用をフォローアップするための会議が開かれており、令和3年10月に取りまとめられた報告書では、「保佐・補助類型」を対象とする預貯金管理の仕組みに関する方向性が示された。令和7年10月からは、静岡県内に本店を有する全ての信用金庫において、上記の方向性に沿った「保佐・補助類型」を対象とする後見制度支援預金の運用が開始されている。

(4) 財産管理関係事件の処理

財産管理関係事件の新受件数に関する過去10年の動向を見ると、不在者財産管理事件については、8,000件前後で推移していたところ、令和4年から7,000件を下回り、令和6年は5,717件であった。相続財産清算事件については、年々増加を続け、令和6年には2万8,331件となり、10年間で約1.5倍となった。

財産管理関係事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、管理終了に向けて計画的に管理業務が遂行されるよう、管理人等に対する働き掛けを行うことの重要性については、従来から強調されてきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を阻止する措置を迅速に講じることが求められている。

また、財産管理制度の見直しとして、「民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）」に、限定承認及び相続人不存在の場合における相続財産の管理人の名称を「清算人」と変更すること、相続人不存在の場合における相続財産清算事件において、清算人の選任公告と相続人搜索の公告を同時に行うこと、不在者財産管理人が金銭を供託することができるようにすることなどが盛り込まれ、これらの改正は令和5年4月1日から施行されている。各庁では、事案の性質に応じて、適切な運用を行うことが求められている。

4 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

家裁に人事訴訟が移管されて20年が経過した。その間、未済事件は、平成20年以降、年々増加し、平成23年12月末時点で1万件を超える状態となっていたが、平成24年以降は、9,700件前後で推移してい

たところ、令和2年に再び1万件を超え、令和6年は1万0,704件であった。

また、既済事件の平均審理期間は長期化する傾向にあり、令和6年の平均審理期間は14.8月であった。未済事件の平均審理期間も長期化傾向にあることからすると、平均審理期間の長期化の原因を長期未済事件の優先的な処理に求めることは難しいと考えられる。

なお、令和6年の既済事件の平均審理期間は、地裁で処理していた当時（平成15年）よりも約6月長くなっている。また、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に年々審理期間が長期化しており（平成27年は15.5月、令和6年は19.2月）、財産分与に関する合理的かつ効率的な審理の在り方等について検討することが必要であると指摘されている。さらに、財産分与の申立てがないものについても、審理期間が年々長期化していること（平成27年は10.8月、令和6年は12.9月）を直視する必要がある。

人事訴訟の審理期間の長期化については、迅速化検証検討会において強い危機感が示され、長期化の要因についても従来の分析にとらわれない検討が必要であることが指摘された。また、迅速化検証報告書では、裁判所側で訴訟の進行を制御することのできる仕組みや方策を考えていく必要があり、そのような方策の一つとして、人事訴訟の標準的な審理モデルを整備し、裁判所と弁護士会との間でこれを共有することも有用であるとの指摘もされた。

そこで、東京家裁家事第6部（人訴部）において、離婚訴訟の審理モデルの策定に向けて、東京三弁護士会との間で、複数回にわたる協議を行い、その成果として、令和6年5月に「東京家裁人訴部における離婚訴訟の審理モデル」が策定された。この審理モデルは、人事訴訟の審理運営に係る豊富な経験と専門的知見を有する東京家裁家事第6部が、離婚訴訟の審理の長期化要因となっている課題を踏まえ、合理的な審理運営を実現するための留意点や具体的な方策等を、弁護士会との協議も経た上で整理したものであり、各庁の人事訴訟の審理運営上参考となる資料として、家庭局を通じて全国の家裁に送付されている。各庁において、本審理モデルを踏まえ、合理的な審理運営の在り方等を改めて検討し、弁護士会との間で意見交換等を行うことが、各庁の実情に合った人事訴訟の審理運営の合理化につながるものと考えられる。

なお、令和7年3月からは、人事訴訟の口頭弁論の期日における手続についてもウェブ会議の方法による実施が可能となった。

5 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の

運用

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が、平成26年4月、日本について効力を生じ、その国内実施法（平成25年法律第48号）及び実施規則（平成25年最高裁判所規則第5号）も施行された。その後、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律が、令和元年5月に成立し、令和2年4月に施行され、強制執行の規定が見直された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされており、これまでのところ、円滑な事件処理がされているところである。東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

6 最近の法改正に伴う運用上の課題

(1) 当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）及びこれに伴う民事訴訟規則等の一部を改正する規則（同年最高裁判所規則第17号）のうち、当事者間秘匿の制度に係る部分について、令和5年2月に施行された。

家事事件手続では、当事者間秘匿制度と非開示希望の運用が併存しているところ、これらの運用はできる限り統一することが、当事者から見た分かりやすさという観点からも、裁判所の事務処理の適正さを確保するという観点からも、重要であると考えられるため、当事者間秘匿制度導入を機に、従前の非開示希望の運用についても、その在り方を改めて見直す必要があることを各家裁と共有し、各家裁の検討を後押ししてきた。

今後も、引き続き、秘匿情報を具体的に特定し、記録上表れないようにすることは当事者の役割であるという当事者間秘匿制度の趣旨を踏まえ、非開示希望の運用においても、当事者に対し、適切に注意喚起をするなどした上で、裁判所が当事者から申出のあった秘匿情報として取り扱うべき情報を適切に管理する役割に注力できるよう、関係職種間で認識の共有に努める必要がある。

また、令和6年4月に、DV被害者等保護のための登記事項証明書等

における代替措置について定める不動産登記法119条6項が施行され、登記記録に記録されている者の住所が明らかにされることで人の生命や身体に危害を及ぼすおそれがある場合等の一定の場合において、登記事項証明書等において公示される登記名義人の住所を当該住所に代わる代替住所（公示用住所）とすることができることとなった。この制度に伴う裁判手続上の留意点については、同年3月28日に民事局第一課長及び家庭局第二課長の連名で事務連絡を発出している。このほか、民事局及び家庭局からそれぞれ発出した当事者間秘匿制度についての事務処理上の留意点等に関する事務連絡、並びに、総務局第一課長、家庭局第二課長等の連名で発出した新たな秘匿制度を踏まえた秘匿情報の適切な管理についての総論的な事務連絡を含む当事者間秘匿制度に関する資料は、courtsポータルの家事・少年情報データベースから参照可能である。

(2) 一時保護開始時の判断についての新たな司法審査の導入

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）のうち、一時保護開始の判断に関する司法審査の導入に係る部分については、令和7年6月に施行された。

同法においては、児童相談所長等は、親権者等の同意がある場合等を除き、一時保護の開始前又は開始の日から起算して7日以内に、児童虐待のおそれがあるときその他の内閣府令で定める場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、児童相談所長等の所属する官公署の所在地を管轄する地裁、家裁又は簡裁の裁判官に一時保護状を請求しなければならないとされ、裁判官は、児童虐待のおそれがあるときその他の内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときでない限り、一時保護状を発することとされている。

各庁においては、その実情に応じた処理態勢をどのようなものにするかや、請求の受付その他の一時保護状に係る事務処理の在り方等の検討を進めつつ、児童相談所等の関係機関との協議を実施した上で制度施行に臨んだところであり、これまでのところ、制度の運用上特段の大きな問題は見られていない。

今後も制度を安定的に運用するに当たっては、個々の事件を適正かつ迅速に処理することはもちろん、事件動向や処理状況を把握するとともに、事件処理上生じた課題については適時に関係機関とも共有した上で協議を実施する等、必要な連携・調整を図ることが求められる。また、多くの庁では、日中、夜間及び休日とも、地裁又は簡裁において処理さ

れているが、そのような庁においても、一時保護制度についての知見が多いのは家裁の裁判官、家裁調査官等であることを踏まえ、一時保護状の運用については、家裁がしっかりとサポートしていく必要がある。

(3) 氏名の振り仮名の法制化

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による戸籍法等の改正に係る規定は、令和7年5月に施行された。

この改正により、戸籍の記載事項として氏名の振り仮名が追加され、同日から戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名の通知が始まった。同日以降、氏名を変更しようとするときは、氏名及びその振り仮名を変更することについての家裁の許可を得ることが必要となり、また、氏名の振り仮名を変更しようとするときにも、原則として、家裁の許可を得ることが必要となった。これに伴い、氏名の振り仮名の変更についての許可の審判事件が別表第一事件に追加された。

この制度の施行に伴う事務処理上の留意点については、施行前後の時期において特に注意を要する点を含めて、令和7年2月26日に家庭局第二課長名で事務連絡を発出している。

7 今後の立法の動向

(1) 成年後見制度の見直し

前記3(2)で触れたとおり、第二期計画において「成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」として、適切な時機に必要な範囲・期間で成年後見制度が利用できるようにすること等が指摘されたことを踏まえ、現在、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しに関する議論が進められている。改正法については第二期計画の対象期間である令和8年度中に成立することを目指したスケジュールで検討が進められており、令和7年6月から8月までの間に中間試案に係るパブリック・コメントが実施され、引き続き、同部会における審議が継続している。上記のとおり成年後見制度の見直しによる実務への影響は極めて大きいことから、法制審議会における議論の状況を踏まえて、法施行後の実務運用（現在管理継続中のものについての改正後の制度への移行等を含む。）に向けた必要な検討・準備を着実に進めていく必要がある。

(2) 遺言制度の見直し

令和6年2月に開催された法制審議会総会において、遺言制度の見直しについて、法務大臣から諮問され、民法（遺言関係）部会に付託して、同年4月から令和8年1月まで審議が行われ、要綱案がとりまとめられ

た。

要綱案は、①デジタル技術を活用した新たな普通方式の遺言の在り方として、法務局で遺言書を保管する保管証書遺言の創設、②押印要件の廃止、③死亡危急時遺言等、特別の方式の遺言における新たな方式の追加等を内容とするものである。

遺言制度の見直しは、遺言に関する審判事件を含む裁判手続への影響が大きいのみならず、国民生活への影響も大きく社会的関心が高いことから、同部会における議論の状況を踏まえ、法施行後の実務運用に向けた検討を行う必要がある。

第4 少年事件関係

1 少年法等一部改正に伴う運用上の課題

少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）が、令和4年4月から施行された。

本改正法は、18歳及び19歳の者について、少年法の適用対象としつつ、その適用において特例規定を整備した。18歳及び19歳の者の取扱いに関しては、全件家裁送致が維持された上で、①原則逆送対象事件の拡大、②犯情の軽重を考慮した相当な限度を超えない範囲での保護処分、③ぐ犯の対象からの除外、④逆送決定後における不定期刑等の刑事事件の特例規定の不適用、⑤起訴後における推知報道禁止の解除等の特例規定が整備され、併せて、更生保護法、少年院法等の関係法律の整備も行われた。これらの法改正を受けて、少年審判規則の一部が改正された。

本改正法は、少年法の基本的な構造を維持し、特定少年の手続も基本的に従前の条文が適用されるものではあるが、手続の様々な場面で特例規定が適用されることから、本改正法の趣旨を踏まえた適切な運用を図っていくためには、引き続き、特例規定の適用の範囲やその規律内容を十分に把握した上で、各庁における運用の在り方に関して不断に検討し、少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との連携を図りつつ、実際の運用を通して検証を行うなどの取組を継続することが必要である。

2 少年調査票の新たな様式

家裁調査官が行った社会調査の結果を、よりの確に、読み手に分かりやすい形で報告できるよう、令和2年3月に少年調査票の新たな様式を定める通達が発出され、令和3年10月から実施されている。

各庁において、新たな様式を定めた趣旨・目的に沿った運用の定着に取り組む必要があり、家庭局としては、引き続き、各庁の状況を確認しつつ、必要な支援を行っていきたいと考えている。

なお、令和4年度調査官特別研究として、大阪家裁において「原則逆送対象事件における少年調査票の記載の在り方～特定少年の原則逆送対象事件（少年法第62条第2項）に焦点を当てて～」の研究が行われ、令和5年11月、その研究結果が還元された。

3 最近の法改正に伴う運用上の課題

(1) 犯罪被害者等の情報を保護するための刑事訴訟法等の整備

性犯罪等の一定の事件について、被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状の抄本を被告人に送達する措置や同記載のない逮捕状・勾留状の各抄本を被疑者に示すことができる手続の創設等を内容とする刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）が成立し、これに伴う刑事訴訟規則等の改正規則（少年審判規則の改正を含む。）が令和6年2月に施行された。

この法改正は、刑事手続全体を通じて被害者の氏名等の情報（個人特定事項）を適切に保護できるようにするためのものであり、少年審判手続でその保護が図られないのでは意味がないことから、少年審判手続についても、刑事手続と同様に切れ目のない保護を及ぼすため、被害者等の個人特定事項が少年等に伝わり得る場面のうち、少年審判規則を改正しなければ不可避免的に伝わってしまう場面等について、規則改正が行われた。少年審判手続全体を通じて被害者等の個人特定事項を適切に管理するための運用について、実務を積み重ね、不断に検討を行っていくことが必要である。

改正少年審判規則の施行に当たり、関係機関との協議、運用指針の検討及び書記官事務の留意点等についての事務連絡を発出しており、これらの事務連絡は、courtsポータルの家事・少年情報データベースに掲載している。

(2) 性犯罪関係の刑事実体法及び刑事手続法等の整備

近年における性犯罪の実情等に鑑み、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）が公布されたことに伴い、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則（令和6年最高裁判所規則第10号）が制定され、法・規則ともに令和6年6月に施行された。少年事件の関係でも、消去等措置の前提として家裁が検察官に通知を行うなどの手続が規定されていることから、法及び規則の適切な理解とそれに基づく運用が必要である。

第5 家裁調査官関係

1 家裁調査官の役割・機能を踏まえた合理的かつ効果的な活用

- (1) 家裁の機能をより充実させるためには、裁判官、書記官、家裁調査官、調停委員等が、それぞれ、その役割を各庁の実情に応じた形で適切に果たす必要がある。このうち、家裁調査官の合理的かつ効果的な活用については、その役割・機能を関係職種間で共有した上で、各庁の事件動向、事務処理態勢等の実情を踏まえて検討する必要がある。

家裁調査官には、行動科学の知見及び技法を生かして、必要な事実を収集し、収集した事実を的確に分析・評価して客観的で科学的な裏付けを伴った将来予測を含む意見を提出するとともに（「行動科学の知見等に基づく事実の調査」）、そのような分析・評価の結果に基づいて当事者、少年等に対する働き掛けや関係機関との間での調整を行う（「行動科学の知見等に基づく調整」）といったことが要請されているといえる。これを踏まえて、家裁調査官の役割・機能は「行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整」であると整理されている。

このような整理を踏まえ、令和元年12月に、「家裁調査官の役割・機能」と題する資料が配布された。同資料は、家裁調査官の役割・機能及びそれに基づく調査事務について、家裁調査官自らが改めて認識を深めるとともに、裁判官を始めとする関係職種がこれを的確に理解し、認識を共有するための視点を示したものである。同資料を活用した家裁調査官相互間での議論や関係職種間での意見交換の成果が日常の調査事務に生かされていくことによって、よりの確で質の高い調査事務が遂行されるとともに、裁判官において、これまで以上に適時適切に家裁調査官の活用を図ることで、より質の高い裁判が実現されることが期待される。

- (2) 家裁調査官は、デジタル化の検討と取組に関し、家裁の事務に精通しているという立場を生かし、調査事務以外の検討と取組においても貢献することが求められており、各庁における実情を踏まえながら、具体的な検討と取組を実践していく必要がある。

デジタル化における家裁調査官の執務の在り方に関しては、家裁調査官の役割・機能を踏まえ、調査事務そのものだけでなく、一般執務に係る事務を含めて、合理化、効率化の観点を意識しながら改善を図っていく必要がある。

家裁調査官の調査事務に関しては、ウェブ会議を用いた調査（ウェブ調査）の在り方について検討と実践が進められている。家事事件手続等における成人を対象としたウェブ調査については、全国的に運用が開始

され、着実に実績が積み重ねられつつある一方、庁ごとの差が見られる状況である。ウェブ調査は、家裁調査官が身に付けるべき基本的なスキルであるところ、成人を対象としたウェブ調査については、適切かつ安定的な運用に向けて、調査の目的の達成という観点を踏まえて、幅広く被調査者に打診し、その意向を踏まえて調査方法を検討する必要がある。また、子どもを対象としたウェブ調査については、子どもの調査特有の考慮事項を踏まえ、事案に応じて実施の可否を検討し、裁判官に適切に意見を具申して、慎重に実践を重ねていく必要がある。少年事件におけるウェブ調査については、少年、保護者等及び被害者調査も含め、全国的に運用が開始されている。少年事件の特質を踏まえつつ、具体的な事例や場面で有効に活用できるよう、検討と実践を積み重ねていく必要がある。

また、令和8年5月21日からは、ウェブ会議を利用した調停期日立会い（ウェブ立会い）が可能となるため、各庁における実施要領等の策定を含め、検討や準備を進めていく必要がある。

2 組を単位とした執務態勢を基盤に質の高い判断に資する調査事務を実践する取組

本取組は、家裁調査官の執務の基本単位である組に配てられた事件について、組の家裁調査官全員の経験や能力を活用し、調査事務の質を確保・向上させることを目指しており、各庁において、組という単位を生かして四つの柱（①事件情報の共有、②調査の方針等の協議、③アウトプットの検討及び④柔軟な役割分担）の連動を意識した実践が行われている。

本取組の更なる定着と確実な実践のためには、首次席家裁調査官等が、調査官非常駐支部の事件処理も含めて、管内全庁において、組を単位とした執務態勢が有効に機能しているかといった観点にも留意しつつ、質的観点と量的観点の両面から実情や課題を把握し、主任家裁調査官に対し、適時適切に指導や支援を行う必要があり、引き続きこれらの取組を進めている。

第6 家裁の裁判官の役割等

1 家裁の裁判官の役割

家裁の裁判官には、個々の事件を適切に処理することはもとより、書記官のほか、家裁調査官、調停委員、参与員等の多様な職種に対するリーダーシップを発揮して、各職種の専門性や強みを生かしつつ、これらを統括し、組織としての家裁の運営にも積極的に関与する役割が求められる。すなわち、裁判官は、まず何よりも、個々の事件の処理において主体的に各

職種をリードする姿勢で取り組むことが必要であり、そのためには、事件の内容や特色を早期に的確に把握して審理方針と見通しを立てることが求められ、このことは、地方裁判所等で事件処理をする場合と異なるところはない。書記官に対しては、進行管理上の留意点や法的調査の在り方等について適切な指示を与えるとともに、家裁調査官に対しても、家裁調査官の役割・機能を踏まえた上で、適時適切に調査命令を発し、的確に調査の要点を伝え、調査の進行中も常にその動向に配意し、中間的な口頭報告を求めるばかりでなく主体的にケースカンファレンスを求めていくことなどが必要と考えられる。

家事調停事件においてリーダーシップを発揮するためには、裁判官が実質的かつ効果的に関与することが必要であり、例えば、調停委員の指定や調停期日の指定についても、書記官室と連携して合理的かつ迅速に行えるような仕組み・ルールを設けるなどするほか、解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働き掛けを行うために、評議を積極的に行ったり、必要に応じて調停期日への立会いを行ったりするなど、調停委員任せにすることなく、他方で、調停委員にその役割を十分に果たさせることにも配慮しながら、手続の主宰者として調停運営を中心となって進めていくことが重要である。

また、裁判官には、個々の事件処理の面にとどまらず、司法行政的な側面でも、庁としての事件処理態勢の整備改善や関係機関との連携の強化に主体的に取り組む、さらに、人間関係の面でも、信頼関係を築き連携を円滑に行えるよう組織の一体化を図っていくことも求められる。

例えば、新規立法や法改正に伴う事件処理態勢の構築、家事調停の運営改善・期日間隔短縮の取組など庁としての運用改善の検討、事件処理要領の改定、事件の類型に応じた細則策定の要否の検討、手続選別（インテーク）基準の見直し、庁全体という視点から見た効果的な家裁調査官の活用の在り方の検討、長期未済事件の処理方針の策定、少年や保護者に対する保護的措置（教育的措置）の在り方の検討、デジタル化を契機とした事務改善・合理化の検討など、各種事件処理の在り方に対する各職種の共通認識を深めるため、また、各職種の力を結集して庁全体としての事件処理の質の更なる向上に向けて、他の職種を交えた庁内の検討を主導することが求められる。また、対外的にも、福祉機関、捜査機関、執行機関などの関係機関との協議会や意見交換の運営などにも中心となって積極的に関与することが望まれる。

2 家裁の裁判官の執務支援

家裁の裁判官は、前記1のように、組織的な課題や司法行政的な課題に

リーダーシップを発揮して取り組む必要があるほか、個々の事件処理においても、①多種多様な事件を同時並行的に扱う、②手続面・判断面の裁量の幅が大きい一方で、一般的な事件処理のプロセスや判断の在り方の共有・伝承がなされていない、③家裁は地裁と比較して小規模庁が多く、相談相手となる裁判官が庁内にいない場合が少なくない、といった特徴があり、こうした事情が裁判官の負担感の原因となっているものと考えられる。

そのため、家庭局では、全国の家裁の上席及び部総括をオンラインでつなぎ、各庁の組織的・施策的課題や事件処理上の悩みについて自由かつ主体的に意見交換を行うことのできる仕組みを令和3年度に確立し、全国の家裁上席等の間で、家裁の裁判官に期待される多様かつ重要な役割をどのように果たすのかといった点も含めて、自発的かつ活発な議論が行われている。また、令和5年10月に全職員に導入されたマイクロソフト・チームズを利用して、全国の家裁裁判官の間で、自主的に事件処理上の悩み等に関する情報交換が行われている。さらに、現在、手続面・判断面の裁量の幅が大きいため裁判官の負担となっている事件類型について、家裁経験の豊富な数名の裁判官のチームにおいて、事件処理の在り方やノウハウ等を整理し、全国的に共有する試みも行われている。

以上